

◎新潟県告示第682号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年6月4日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林の所在場所

新潟県上越市大島区嶺字青沢952の1、952の4から952の6まで、955の1から955の3まで、956の1、964、998、999、1003の2、1004の1、1004の2、1005の1から1005の3まで、1006の1から1006の6まで、1007の1から1007の4まで、1011の1、1038、1040、1043、1046の2、1051、1056の1から1056の6まで、1059の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）